

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	215
処分の種類	違反行為の中止 その他の措置命令			
根拠法令条例等・条項	道路法第48条の16			
処分の概要	自転車専用道路を自転車による以外の方法による通行、自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両による通行、歩行者専用道路を車両による通行をしている者に対し、通行の中止、その他交通の危険防止のための必要な措置を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			